平成２５年（へ）第４２号
名古屋市港区十一屋３丁目63番地
申立人　矢野建設株式会社
代表者代表取締役　矢野　雄嗣
申立人代理人弁護士　中村　貴之
同　山田　敦司
権利を争う旨の申述の終期　平成26年３月12日
平成26年３月13日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ク72506
金額　367,500円
支払期日　平成20年５月31日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋営業部
振出日　平成19年12月28日
振出地　愛知県半田市
振出人　日車ワシノ製鋼株式会社　代表取締役社長　森川　恭三
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第９０号
北九州市八幡西区楠橋西３丁目18番６号
申立人　石橋建設工業株式会社
代表者代表取締役　石橋　秀文
権利を争う旨の申述の終期　平成26年３月13日
平成26年３月14日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＸＭ96197
金額　5,000,000円
支払期日　平成26年１月31日
支払地　大阪府大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行梅田中央支店
振出日　平成25年10月15日
振出地　大阪市
振出人　株式会社クリハラント　代表取締役　嶋田　雅景
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＸＭ96198
金額　3,000,000円
⑶手形番号　ＸＭ96199
金額　225,000円
⑵及び⑶の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第１１号
兵庫県姫路市四郷町東阿保1037番地
申立人　児島金属工業株式会社
代表者代表取締役　安達　義樹
権利を争う旨の申述の終期　平成26年３月15日
平成26年３月16日　姫路簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＸ206997
金額　342,825円
支払期日　平成25年12月31日
支払地　兵庫県姫路市
支払場所　株式会社三井住友銀行姫路支店
振出日　平成25年８月30日
振出地　兵庫県姫路市
振出人　千代田商事株式会社　代表取締役社長　小泉　周一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第４号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の失権を宣言する。
長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地
申立人　立科町
代表者町長　小宮山和幸
権利の届出の終期　平成26年３月７日
平成26年３月11日　佐久簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地
所在　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平
地番　627番
地目　原野
地積　1458㎡
⑵登記受付年月日・受付番号　長野地方法務局佐久支局昭和43年12月20日受付第3199号
⑶登記した権利の内容
原因　昭和43年12月19日転貸
借賃　３・３㎡１年60円
支払期　毎年10月20日
存続期間　昭和43年12月19日から昭和63年10月21日まで
特約　転貸ができる
転借権者　埼玉県和光市本町27番10号　金子和三郎
２⑴土地
所在　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平
地番　628番
地目　原野
地積　988㎡
⑵登記受付年月日・受付番号　長野地方法務局佐久支局昭和43年12月20日受付第3199号
⑶登記した権利の内容
原因、借賃、支払期、存続期間、特約及び転借権者は１の⑶の記載に同じ
３⑴土地
所在　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平
地番　629番
地目　原野
地積　910㎡
⑵登記受付年月日・受付番号　長野地方法務局佐久支局昭和43年12月20日受付第3199号
⑶登記した権利の内容
原因、借賃、支払期、存続期間、特約及び転借権者は１の⑶の記載に同じ

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４５号
川崎市高津区千年685番地１　コスモ武蔵新城グレイスコート512
債務者　江崎　直
１　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
栃木県河内郡上三川町大字多功467番地２
債務者　毛塚　秀明
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７０号
静岡市駿河区下島955番地
債務者　堀内　竜次
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１７号
釧路市文苑４丁目26番７号
債務者　カネサンこと　南保　利美
１　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６１８号
川崎市多摩区登戸新町33番地　ヨシザワマンション203
債務者　ＧＵＮＡＷＡＲＤＥＮＡ　ＶＩＣＨＩＴＨＲＡ　ＪＡＹＡＳＡＮＫＡ　ＪＡＹＡＳＥＫＡＲＡ
１　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係